

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
（当日が休日のときは翌日）

### ◇告 示

町の名称を変更する旨の届出

### 目 次

### ◇選管告示

選挙管理委員会の招集

### 告 示

- 生活保護法による医療機関の指定
- 指定医療機関の廃止の届出
- 結核予防法による医療機関の指定
- 健康保険法による指定医療機関の辞退
- 健康保険法による保険医療機関等の指定
- その他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地の用途廃止
- "
- "
- "
- 道路の区域の変更

### 鳥取県告示第七百十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町の名称を変更する旨の届出があったので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

変更前の町名	変更後の町名
福 守	福 守 町

### 鳥取県告示第七百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十三年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名
昭和四十三年九月一日	本 田 医 院	米子市八幡七〇三ノ	内科、小児科	本 田 脩
"	渡部外科医院	境港市上道町一九〇	外科、胃腸科、脳神経外科	渡 部 卓 実
十月一日				

### 鳥取県告示第七百二十一号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診療科名	廃 止 年 月 日
本田 医院	米子市諏訪二〇〇ノ一	内科、小児科	昭和四十三年八月三十一日

鳥取県告示第七百二十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十三年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	開 設 者
昭和四十三年十月八日	山本外科医院	鳥取市東品治町一八	山本 穰

鳥取県告示第七百二十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十三年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日	指定医療機関の名称	所 在 地
昭和四十三年九月三十日	鳥取市国民健康保険 明治診療所	鳥取市松上一三七の五

鳥取県告示第七百二十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十三年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診療科名	開 設 者 名	指 定 年 月 日	採 用 点 数 表
谷口歯科医院	鳥取市立川町五丁目三の二	歯 科	谷口 宥三	昭和四十三年十月一日	歯科点数表
岡本歯科医院	東伯郡東伯町浦安殿見土居	"	岡本 時彦	"	"
都 田 薬 局	米子市道突町三丁目八八	"	都田 徹郎	"	"
大 谷 医 院	八頭郡家町宮谷一本木二一の五	内科、小児科、外科	大谷 伯	十六日	乙表点数表
安田歯科医院	米子市朝日町五	歯 科	安田 千秋	"	歯科点数表
渡辺内科医院	米子市上福原字北浜温泉一八三九の六	内科、小児科	渡辺 仁	二十三日	乙表点数表

鳥取県告示第七百二十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登録の年月日
近藤 純一	鳥取市西町五丁目一五八 齊木義正方	鳥医 一、三九七	昭和四十三年十月十一日
河本 拓志	東伯郡東郷町旭六四	鳥業二二七	十六日

鳥取県告示第七百二十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申 出 国	申出の受理の年月日
野田外科医院	倉吉市堺町三丁目七三の一	全 国	昭和四十三年十月一日
渡部外科医院	境港市上道町一九九〇	"	"

鳥取県告示第七百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、新開土地改良区の定款の変更を昭和四十三年十月二十五日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百二十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年十月二十五日から用途廃止した。

昭和四十三年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方尺)	用 途
鳥取市丸山三ノ番地先から 三三番地先まで	三八八・三五	道路敷

鳥取県告示第七百二十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年十月二十五日から用途廃止した。

昭和四十三年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方尺)	用 途
東伯郡東郷町大字松崎字田町三三番地先から 三六番地先まで	一一・〇四	水路敷

鳥取県告示第七百三十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年十月二十五日から用途廃止した。

昭和四十三年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方尺)	用 途

気高郡気高町大字勝見字乗御前<sup>三</sup>次一番地先  
 字乗御前<sup>口</sup>六二ノ一番地先から  
 六二ノ一番地先まで

一七・一六  
 一三六・〇四

道路敷  
 "

鳥取県告示第七百三十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年十月二十五日から用途  
 廃止した。

昭和四十三年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方 <sup>尺</sup> )	用 途
八頭郡家町郡家字青木上分 <sup>六</sup> 四ノ一番地先	七・七七	道路敷
字亀ヶ尻 <sup>六</sup> 四ノ一番地先から 字曾弥田 <sup>三</sup> 三ノ四番地先まで	三一・九〇	"
字青木上分 <sup>六</sup> 四ノ一番地先から 六三ノ三番地先まで	一七・〇七	"
六三ノ三番地先まで 六三ノ一番地先まで	二五・六八	水路敷
六三ノ八番地先	八・二六	"

鳥取県告示第七百三十二号

建設省中国地方建設局長が道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十  
 八条第一項及び第九十七条の二の規定に基づき、道路の区域を次のように  
 変更したので、同法第十八条第一項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十三年十一月一日から八月間鳥取県土木部道路  
 課及び建設省中国地方建設局倉吉工事事務所において一般の縦覧に供する。

昭和四十三年十一月一日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の 種類	路線名	区 間	変更 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般 国道	百八十一号	日野郡日野町板井原字峠根 山 <sup>三</sup> 三の <sup>三</sup> から 屋 <sup>八</sup> 七 <sup>七</sup> まで	変更前 変更後	四〇・七・〇 四〇・七・〇 八〇・〇・五	四、三六・〇 四、三六・〇 三、九七・〇

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十三号

昭和四十三年第十一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十三年十一月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時、昭和四十三年十一月六日 午後三時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地  
鳥取県選挙管理委員会室

三 議題 明るく正しい選挙推進指導者研修会の開催について